

自動車整備士資格改正関連通達  
【国自整第109号】(抜粋)

職業能力開発促進法施行規則別表第二及びその通達「教科の細目」及び「技能照査の基準の細目」に対応する国交省の通達である。  
(掲載については国交省担当官より了解を得ていること)



各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い及び業務取扱いについて

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について（令和 5 年 8 月 28 日付、国自整第 97 号）にて定めた「自動車整備士技能検定規則の細目」（以下「細目」という。）の取扱いについて、下記のとおり定めたので、令和 4 年 5 月に改正された「自動車整備士技能検定規則」（昭和 26 年運輸省令第 71 号）に規定する自動車整備士の種類の養成をする場合は下記によることとされたい。

記

1. 「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い
  - 1.1. 教育時間
    - 1.1.1. 教育科目別の教育時間については、別表 1 の標準教育時間を参考として策定させるものとする。なお、教育時間毎の教育内容は、同表に示した項目を含んだ内容とすること。
    - 1.1.2. 細目の教育計画で定めている学科及び実習の教育時間数は、当該養成課程を修了する者が履修しなければならない時間数をいう。
    - 1.1.3. 教育時間の 1 時間は、正味教育時分が 50 分以上であること。ただし、教育時間における 1 時間当たりの正味教育時分が 50 分未満の場合には、当該正味教育時分の総計を 50 分で除して得た数を教育時間における時間数とする。
    - 1.1.4. 1 日における正味教育時分は原則として 400 分を、夜間のみ教育を実施する場合には、230 分を超えてはならないものとする。
    - 1.1.5. 教育時間には、教育効果を評価するための試験時間を含むものとする。
    - 1.1.6. 実習時間（二種養成施設を除く。）には、指導員の監督下において実施される自動車整備工場等における現場実習、車検のための持込み検査等教育科目の教育内容に合致したのものについては含めてよいものとする。ただし、自動車メーカー等の工場見学、自動車関連の各種イベントの見学等の時間は含めないこと。

## 1.2. 教科書

- 1.2.1. 教科書は、国土交通省物流・自動車局監修のものを使用するように指導すること。ただし、細目Ⅰ－3－2の表に掲げる科目の「自動車概論」及び「サービス・マネジメント」にあっては、その限りでない。

## 1.3. 教材

- 1.3.1. エンジン又はモータ及び主要部品等は、養成しようとする自動車整備士の種類が複数ある場合、それぞれについて細目に適合しなければならないものとする。ただし、教育時間が重複していない場合に限り、共用が可能なものにあっては共用することができる。
- 1.3.2. 「同時に教育を受ける者」とは、総定員をいう。ただし、実習教育については、修業年限が2年以上の養成施設であって、その教育内容が適正で、かつ、教育時間が重複していない場合に限り、1学年の定員とすることができる。なお、これは、実習場の広さ並びに指導員の数の算定にあたっては同様とする。

## 1.4. 実習場

- 1.4.1. 実習場とは、自動車及び自動車部品等の点検、分解、組立、調整等を行う作業場及び完成検査場等をいう。なお、教室棟等に設置されている実習用の教室については、学科教室と明確に区分されていれば実習場に含めてよいものとする。

## 1.5. 実習用機械設備

- 1.5.1. 実習用機械設備のうち検査用機器については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条第1項第4号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものを使用するよう指導すること。
- 1.5.2. 細目の別表1から別表8に掲げた機器については、同一機能を有するものが備付けられていればよいものとする。

## 1.6. 指導員

- 1.6.1. 学科指導員の機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者とは、細目の別紙1を参考とし判断するものとする。
- 1.6.2. 学科指導員と実習指導員の両方の資格を有する者は、それぞれの指導員を兼任することができるものとする。この場合、指導員の数の算定にあたっては、教育計画の内容が適切で、かつ、兼任する指導員の教育時間が重複していない場合に限り学科指導員及び実習指導員の数にそれぞれ加えることができる。
- 1.6.3. 学科指導員の補助とは、学科指導員の監督下において生徒に対し、学科教育を行う者を、実習指導員の補助とは、実習指導員の監督下において生徒に対し、実習教育を行う者をいう。
- 1.6.4. 二種養成施設には、二級課程の学科指導員の資格及び実習指導員の資格を有する専任指導員を少なくとも1名以上置かなければならない。
- 1.6.5. 細目の附則3. ただし書きの取扱いは、運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の修了、又はこれと同等のテキストを

用い自己で学習を行い、日時及び学習内容等の記録を保存することとする。

## 2. 「自動車整備士技能検定規則の細目」の業務取扱い

### 2.1. 申請書

2.1.1. 検定規則第6条の18第1項に規定する自動車整備士の養成施設の指定、同規則第18条第1項第7号及び第19条の2第5号に規定する自動車に関する学科を有する大学の認定並びに同規則第18条第1項第1号の2に規定する自動車の整備技術の教育を行う機関の認定（以下「養成施設の指定等」という。）の申請書は、第1号様式によること。

2.1.2. 養成施設の指定等の申請書の添付書類は、別表2左欄に掲げるとおりとし、その記載要領等は、同表右欄に掲げるとおりとする。

### 2.2. 変更届

2.2.1. 養成施設の指定等を受けた者が、技能検定規則第6条の18第2項第1号及び第3号並びに第3項第4号及び第6号に掲げる事項に変更が生じたときは、同条第4項の規定により第2号様式による変更届を提出すること。

2.2.2. 変更届には、第3号様式による変更事項比較表及び同表右欄に示された書類を添付すること。

2.2.3. 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は変更届のうち、上級の自動車整備士養成課程への変更又は上級の自動車整備士養成課程の追加等について当該届出があった場合には、届出された書類のうち第3号様式の写しを四半期毎に取りまとめ、当該四半期末の翌月末までに本省へ報告すること。

2.2.4. 2.2.3.以外の変更届は、前年度分を報告様式1「自動車整備士養成施設変更届調査票」に取りまとめ、毎年7月末日までに本省へ報告すること。

### 2.3. 廃止届

2.3.1. 養成施設の指定等を受けた者が自動車整備士の養成を廃止したときは、第4号様式による廃止届を提出すること。

2.3.2. 養成施設の指定等を受けたときに交付された指定書又は認定書は、前項の廃止届に添付して返納すること。

### 2.4. 養成施設報告書

2.4.1. 養成施設の指定等を受けた一種養成施設、自動車に関する学科を有する大学及び自動車整備技術の教育を行う機関は、第5号様式により、二種養成施設は、第6号様式により、年度終了毎に養成課程別の実績、計画等の内容を記載した自動車整備士養成施設報告書を提出すること。

2.4.2. 地方運輸局は、養成施設より報告を受けた自動車整備士養成施設報告書について、地方運輸局管内の全養成施設の前年度分を報告様式2「自動車整備士養成施設現況一覧」に取りまとめ、毎年7月末日までに本省へ報告すること。

## 2.5. 立入調査報告票等について

2.5.1. 地方運輸局は、細目 4.2.における立入指導の実施計画及び実施の報告等について、今年度の計画を報告様式 3「立入指導計画票」及び前年度の実績を報告様式 4「立入調査報告票」に取りまとめ、毎年 7 月末日までに本省へ報告すること。

## 2.6. 申請書の提出・進達等

2.6.1. 養成施設の指定等及び変更届（上級の自動車整備士養成課程への変更又は上級の自動車整備士養成課程の追加等に限る。）については、現地調査を行うこと。ただし、令和 4 年 5 月に改正した「自動車整備士技能検定規則」の改正前の自動車整備士から改正後の自動車整備士への自動車整備士養成課程の変更の場合は現地調査を省略することができる。これにより省略した場合は、細目 4.による立入調査時に確認すること。

2.6.2. 申請書、変更届及び廃止届には、陸運事務所、運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）並びに地方運輸局の受付印を押印すること。

2.6.3. 変更届及び養成施設報告書は、当該養成施設の所在地を管轄する陸運事務所長、運輸監理部長又は運輸支局長（以下、「運輸支局長等」という。）を経由して地方運輸局長（沖縄においては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、また、申請書及び廃止届は、当該養成施設を管轄する運輸支局長等を経由して国土交通大臣に提出すること。

2.6.4. 申請書について、申請部数は 4 部（3 部提出、1 部控）とし、細目及び「1. 「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い」に適合していることを確認のうえ、運輸支局等が受付をした日から 2 か月以内に意見を添えて本省に進達すること。また、当該養成施設が既に教育を開始しているときは、遅くとも教育を開始した日から 30 日以内に運輸支局長等に提出し、本省への進達は遅くとも教育を開始した日から 3 か月以内とする。なお、この場合において、細目で定められた基準に基づき養成を行った場合については、教育時間に含めてもよいものとする。

2.6.5. 申請者が教育を開始する相当期間前に養成施設の指定等を行う場合であって、当該申請時に施設、実習用教材又は機械設備等が未完成又は完備されていない状態にあるものについては、教育を開始する日までに、細目の規定に適合する見通しが確実にある場合に限り、添付書類が一部不備であっても受理して差し支えない。なお、この場合において、申請者から工事請負契約書、工事予定表、受注書及び見積書等の提示を求め確認するとともに、教育を開始する日までに、細目の規定に適合させる旨を記載した書面を提出させること。また、現地審査は、施設等が完成した後に速やかに実施するものとし、その結果については、不備であった書類と意見を添えて本省に報告すること。

2.6.6. 変更届の部数は 3 部（2 部提出、1 部控）及び廃止届の部数は 4 部（3 部提出、1 部控）とし、その事由があった日から 30 日以内に運輸支局長等に提出すること。

2.6.7. 養成施設報告書の部数は 3 部（2 部提出、1 部控）とし、5 月末日までに運輸支局長等に提出すること。

2.6.8. 本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とすること。なお、図面等で A 列 4 番とすることが困難な場合については、折りたたんだ状態で A 列 4 番とすること。

附 則（令和 6 年 1 月 23 日付、国自整第 1 9 5 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 6 年 1 月 23 日から施行する。

別表1 (その1)

一種養成施設の三級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目		養成課程別教育内容		標準時間
		教育内容	三級 (総合、二輪)	三級 (総合、二輪)
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	○	270
		自動車の力学・数学	○	
		電気・電子理論	○	
		材料	○	
		燃料・潤滑剤	○	
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○	
		シャシ	○	
		電装	○	
	自動車整備に関する法規		○	
	小 計			
実 習	自動車整備作業	エンジン 点検、分解、組立、 又はモータ 調整、検査	○	560
		シャシ 点検、分解、組立、 調整、検査	○	
		電装 点検、分解、組立、 調整、検査	○	
	小 計			
合 計			830	



別表1 (その2)

一種養成施設の二級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目		養成課程別教育内容		標準時間		
		教育内容	二級		二級	
			総合	二輪	総合	二輪
学	自動車工学	自動車の構造・性能	○	○	552	550
		自動車の力学・数学	○	○		
		電気・電子理論	○	○		
		材料	○	○		
		燃料・潤滑剤	○	○		
		図面	○	○		
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○	○		
		シャシ	○	○		
		電装	○	○		
		故障原因探求	○	○		
		電子制御装置	○	—		
自動車整備に関する法規	○	○				
自動車検査	○	○	20			
小 計				572	570	
実習	自動車整備作業	エンジン 点検、分解、組立、又はモータ 調整、検査	○	○	1093	1090
		シャシ 点検、分解、組立、調整、検査	○	○		
		電装 点検、分解、組立、調整、検査	○	○		
		故障原因探求	○	○		
		電子制御装置	○	—		
	自動車検査作業	○	○	50		
小 計				1143	1140	
合 計				1715	1710	

以下、省略